

様式第1号(乙)(第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年 5 月 1日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名

白江 米一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,080,000	@280,000円 × 11ヶ月 = 3,080,000 円
2 その他	0	
収 入 合 計	3,080,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	60,003	60,003	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	100,040	100,040	
広 報 ・ 広 聴 費	0	0	
人 件 費	1,292,284	1,292,284	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,555,165	1,555,165	
支 出 合 計	3,007,492	3,007,492	

令和 5 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 白江 米一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[要請・陳情活動] ガソリン代	5/15. 6/12. 7/11. 8/9. 9/9. 10/13. 11/9. 12/8 1/10. 2/9. 3/11	5～3 月分ガソリン代
[資料購入費] 新聞代（朝日新聞）	5/24. 6/24. 7/24. 8/24 9/24	社会情勢収集の為、新聞を購入した。
新聞代（産経新聞）	10/27. 11/26. 12/24 1/28. 2/29. 3/25	社会情勢収集の為、新聞を購入した。
[人件費] 事務所人件費	5/25. 6/23. 7/25. 8/25 9/25. 10/25. 11/24. 12 /25. 1/25. 2/22. 3/25	議員が行う事務活動を補助する職員を雇用した。
[事務・事務所費] 事務所の賃借 駐車場の賃借 その他事務所内の 使用消耗品・備品等	5/1～3/31	市政に関する調査研究を行う為、美原区阿弥に於いて、事務所・駐車場を賃借して、その他備品・事務用消耗品を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・5・1	5-①		5,588	-5,588	携帯電話代（3月分）	⑨	
5・5・8	5-②		7,171	-12,759	コピー機リース代	⑨	
5・5・15	5-③		6,129	-18,888	ガソリン代（4月分）	③	
5・5・22	5-④		1,681	-20,569	コピー機使用料	⑨	
5・5・22	5-⑤		7,676	-28,245	電話・インターネット代	⑨	
5・5・24	5-⑥		4,900	-33,145	新聞代	⑥	
5・5・25	5-⑦		96,416	-129,561	5月分 人件費	⑧	
5・5・25	5-⑧		58,755	-188,316	家賃・電気代	⑨	
5・5・25	5-⑨		19,200	-207,516	駐車場代	⑨	
5・5・31	5-⑩		5,901	-213,417	携帯電話代（4月分）	⑨	
月計		0	213,417				
累計		0	213,417	-213,417			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・6・5	6-①		7,171	-220,588	コピー機リース料	⑨	
5・6・9		560,000		339,412	5・6月分政務活動費		
5・6・12	6-②		4,889	334,523	ガソリン代（5月分）	③	
5・6・14	6-③		54,824	279,699	PC-NS300KAR-KS 修理代として	⑨	
5・6・17	6-④		1,980	277,719	地方議会議員ハンドブック 第2次改訂版	⑥	
5・6・20	6-⑤		2,872	274,847	コピー機使用料	⑨	
5・6・23	6-⑥		7,383	267,464	電話・インターネット代	⑨	
5・6・23	6-⑦		100,059	167,405	6月分 人件費	⑧	
5・6・23	6-⑧		59,046	108,359	家賃・電気代	⑨	
5・6・24	6-⑨		4,900	103,459	新聞代	⑥	
5・6・25	6-⑩		19,200	84,259	駐車場代	⑨	
5・6・26	6-⑪		10,544	73,715	事務所火災保険	⑨	
5・6・30	6-⑫		5,573	68,142	携帯電話代（5月分）	⑨	
月計		560,000	278,441				
累計		560,000	491,858	68,142			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・7・7	7-①		27,324	40,818	スチール書庫 引戸書庫+ガラス引戸書庫 上下組 鍵付き オフィスカビネット 国 産 完成品	⑨	
5・7・10	7-②		80,000	-39,182	夏期 寸志	⑧	
5・7・10		840,000		800,818			
5・7・11	7-③		4,813	796,005	ガソリン代 (6月分)	③	
5・7・18	7-④		3,503	792,502	解明 選挙法・政治資金法の手引	⑥	
5・7・20	7-⑤		880	791,622	コピー機使用料	⑨	
5・7・20	7-⑥		6,833	784,789	電話・インターネット代	⑨	
5・7・24	7-⑦		4,900	779,889	新聞代	⑥	
5・7・25	7-⑧		59,852	720,037	家賃・電気代	⑨	
5・7・25	7-⑨		109,888	610,149	7月分 人件費	⑧	
5・7・25	7-⑩		19,200	590,949	駐車場代	⑨	
5・7・31	7-⑪		5,550	585,399	携帯電話代 (6月分)	⑨	
月計		840,000	322,743				
累計		1,400,000	814,601	585,399			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・8・4	8-①		10,736	574,663	コピー機リース代(6月分)	⑨	
5・8・4	8-②		10,736	563,927	コピー機リース代	⑨	
5・8・7	8-③		6,111	557,816	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集 ～を勉強する為に購入した。	⑥	
5・8・9	8-④		4,364	553,452	Hf 蛍光灯 32W	⑨	
5・8・9	8-⑤		5,208	548,244	ガソリン代(7月分)	③	
5・8・21	8-⑥		880	547,364	コピー機使用料	⑨	
5・8・22	8-⑦		6,552	540,812	電話・インターネット代	⑨	
5・8・24	8-⑧		4,900	535,912	新聞代	⑥	
5・8・25	8-⑨		60,576	475,336	家賃・電気代(振込額 9円過多の為、次月 で相殺。家主様了解済みです。)	⑨	
5・8・25	8-⑩		99,567	375,769	8月分 人件費	⑧	
5・8・25	8-⑪		19,200	356,569	駐車場代	⑨	
5・8・31	8-⑫		4,754	351,815	携帯電話代(7月分)	⑨	
月計		0	233,584				
累計		1,400,000	1,048,185	351,815			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・9・4	9-①		10,736	341,079	コピー機リース代	⑨	
5・9・9	9-②		6,756	334,323	ガソリン代 (8月分)	③	
5・9・20	9-③		880	333,443	コピー機使用料	⑨	
5・9・23	9-④		6,496	326,947	電話・インターネット代	⑨	
5・9・24	9-⑤		4,900	322,047	新聞代	⑥	
5・9・25	9-⑥		60,159	261,888	家賃・電気代(振込額 先月9円過多の為、 今月-9円を引いています。家主様了解済み です。)	⑨	
5・9・25	9-⑦		103,616	158,272	9月分 人件費	⑧	
5・9・25	9-⑧		19,200	139,072	駐車場代	⑨	
月計		0	212,743				
累計		1,400,000	1,260,928	139,072			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.10.2	10-①		4,585	134,487	携帯電話代（8月分）	⑨	
5.10.4	10-②		10,736	123,751	コピー機リース代	⑨	
5.10.10		840,000		963,751	10・11・12月分 政務活動費		
5.10.13	10-③		6,675	957,076	ガソリン代（9月分）	③	
5.10.20	10-④		880	956,196	コピー機使用料	⑨	
5.10.21	10-⑤		6,566	949,630	電話・インターネット代	⑨	
5.10.25	10-⑥		59,382	890,248	家賃・電気代	⑨	
5.10.25	10-⑦		92,846	797,402	10月分 人件費	⑧	
5.10.25	10-⑧		19,200	778,202	駐車場代	⑨	
5.10.27	10-⑨		4,900	773,302	新聞代	⑥	
5.10.31	10-⑩		5,754	767,548	携帯電話代（9月分）	⑨	
月計		840,000	211,524				
累計		2,240,000	1,472,452	767,548			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・11・6	11-①		10,736	756,812	コピー機リース代	⑨	
5・11・9	11-②		6,259	750,553	ガソリン代(10月分)	③	
5・11・9	11-③		278,784	471,769	メールアドレスとホームページ作成代	⑨	
5・11・18	11-④		1,984	469,785	2穴パンチブルーSDW	⑨	
5・11・20	11-⑤		5,140	464,645	コピー機使用料	⑨	
5・11・20	11-⑥		7,016	457,629	電話・インターネット代	⑨	
5・11・24	11-⑦		58,956	398,673	家賃・電気代	③	
5・11・24	11-⑧		100,277	298,396	11月分 人件費	③	
5・11・25	11-⑨		19,200	279,196	駐車場代	⑨	
5・11・26	11-⑩		4,900	274,296	新聞代	⑥	
5・11・30	11-⑪		4,671	269,625	携帯電話代(10月分)	⑨	
月計		0	497,923				
累計		2,240,000	1,970,375	269,625			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・12・4	12-①		10,736	258,889	コピー機リース代	⑨	
5・12・8	12-②		4,842	254,047	ガソリン代（11月分）	③	
5・12・9	12-③		4,468	249,579	解明 選挙法・政治資金法の手引きを勉強 する為に購入した。	⑥	
5・12・15	12-④		80,000	169,579	冬期 寸志	⑧	
5・12・20	12-⑤		880	168,699	コピー機使用料	⑨	
5・12・20	12-⑥		6,608	162,091	電話・インターネット代	⑨	
5・12・24	12-⑦		4,900	157,191	新聞代	⑥	
5・12・25	12-⑧		59,606	97,585	家賃・電気代	⑨	
5・12・25	12-⑨		89,388	8,197	12月分 人件費	⑧	
5・12・25	12-⑩		19,200	-11,003	駐車場代	⑨	
月計		0	280,628				
累計		2,240,000	2,251,003	-11,003			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・1・4	1-①		10,736	-21,739	コピー機リース代	⑨	
6・1・4	1-②		5,059	-26,798	携帯電話代(11月分)	⑨	
6・1・10		840,000		813,202	1・2・3月分 政務活動費		
6・1・10	1-③		5,855	807,347	ガソリン代(12月分)	③	
6・1・22	1-④		880	806,467	コピー機使用料	⑨	
6・1・23	1-⑤		6,552	799,915	電話・インターネット代	⑨	
6・1・25	1-⑥		59,852	740,063	家賃・電気代	⑨	
6・1・25	1-⑦		75,947	664,116	1月分 人件費	⑧	
6・1・25	1-⑧		19,200	644,916	駐車場代	⑨	
6・1・28	1-⑨		4,900	640,016	新聞代	⑥	
6・1・31	1-⑩		4,667	635,349	携帯電話代(12月分)	⑨	
月計		840,000	193,648				
累計		3,080,000	2,444,651	635,349			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・2・5	2-①		10,736	624,613	コピー機リース代	⑨	
6・2・9	2-②		3,624	620,989	ガソリン代（1月分）	③	
6・2・14	2-③		9,280	611,709	折りたたみパイプ椅子	⑨	
6・2・14	2-④		4,338	607,371	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集～	⑥	
6・2・19	2-⑤		880	606,491	電卓12桁	⑨	
6・2・20	2-⑥		922	605,569	コピー機使用料	⑨	
6・2・22	2-⑦		7,172	598,397	電話・インターネット代	⑨	
6・2・22	2-⑧		60,412	537,985	家賃・電気代	⑨	
6・2・22	2-⑨		117,900	420,085	2月分 人件費	⑧	
6・2・25	2-⑩		19,200	400,885	駐車場代	⑨	
6・2・28	2-⑪		6,098	394,787	プリンターインク代	⑨	
6・2・29	2-⑫		4,669	390,118	携帯電話代（1月分）	⑨	
6・2・29	2-⑬		4,900	385,218	新聞代	⑥	
月計		0	250,131				
累計		3,080,000	2,694,782	385,218			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・3・4	3-①		10,736	374,482	コピー機リース代	⑨	
6・3・11	3-②		4,953	369,529	ガソリン代（2月分）	③	
6・3・15	3-③		25,740	343,789	B4・A4美原区 住宅地図	⑥	
6・3・21	3-④		1,397	342,392	コピー機使用料	⑨	
6・3・22	3-⑤		24,060	318,332	デスクSD-127W・デスクSD-107W・テーブルクロス巾加工・透明フィルム	⑨	
6・3・22	3-⑥		7,354	310,978	電話・インターネット代	⑨	
6・3・25	3-⑦		60,659	250,319	家賃・電気代	⑨	
6・3・25	3-⑧		146,380	103,939	3月分 人件費	⑧	
6・3・25	3-⑨		19,200	84,739	駐車場代	⑨	
6・3・25	3-⑩		4,900	79,839	新聞代	⑥	
6・3・25	3-⑪		784	79,055	文具	⑨	
6・3・29	3-⑫		6,547	72,508	HF蛍光灯32W	⑨	
月計		0	312,710				
累計		3,080,000	3,007,492	72,508			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団・白江 米一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 富田林市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 5 年 1 月 1 日 ～ 令和 5 年 12 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	28 時間 / 週 （月～木曜 1 日 7 時間+金曜 3 時間）		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,100 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	80 %	☒ 勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 22,5 時間 （週勤務時間数） 28 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■ 生
現 住 所	〒■■■■■ 富田林市■■■■■	TEL ■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。	
就業場所	白江米一事務所	
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動（政務活動）のサポート。	
就業時間 （休憩時間）	月～木＝午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで 金＝午前 9 時から午後 0 時 00 分まで （午後 0 時 00 分から午後 0 時 45 分 但し金は除く）	
休 日	土日曜・祝祭日及び年末年始（12/29 から 1/4）	
給与（賃金）	時給 1,100 円 交通費 月額 4,200 賞与（寸志）はあり。	
給与支払	毎月、15 日締め 25 日支払い、指定口座に振込	
給与振込先	りそな銀行 富田林支店 普通口座 ■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 令和 4 年 11 月 28 日 雇用者 白 江 米 一 (印) 被雇用者 ■■■■■		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
4/16	日					
17	月	09:00	16:00	06:15		
18	火	09:00	16:00	06:15		
19	水					休暇
20	木	09:00	16:00	06:15		
21	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45
22	土					
23	日					
24	月	09:00	16:00	06:15		
25	火	09:00	16:00	06:15		
26	水	09:00	16:00	06:15		
27	木	09:00	16:00	06:15		
28	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
29	土					
30	日					
5/1	月	09:00	16:00	06:15		
2	火	09:00	16:00	06:15		小計12:30
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月	09:00	13:15	04:15		早退
9	火	09:00	16:00	06:15		
10	水	09:00	16:00	06:15		
11	木	07:00	16:00	06:00	02:00	
12	金	09:00	11:00	02:00		早退 小計24:45+2:00
13	土					
14	日	07:00	15:30		07:45	
15	月	09:00	16:00	06:15		小計6:15+7:45
合 計				93:15	9:45	
出勤日数				18 日		



氏名: XXXXXXXXXX

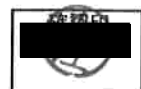
日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
5/16	火	09:00	16:00	06:15		
17	水					休暇
18	木	09:00	16:45	06:15	00:45	
19	金	09:00	12:00	03:00		小計15:30+0:45
20	土					
21	日					
22	月	09:00	16:00	06:15		
23	火	09:00	16:00	06:15		
24	水	09:00	16:00	06:15		
25	木	09:00	16:00	06:15		
26	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
27	土					
28	日					
29	月	09:00	16:00	06:15		
30	火					休暇
31	水	09:00	16:00	06:15		
6/1	木	09:00	16:00	06:15		
2	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45
3	土					
4	日					
5	月	09:00	16:00	06:15		
6	火	09:00	16:00	06:15		
7	水	09:00	13:30	04:30		早退
8	木	09:00	16:00	06:15		
9	金					休暇 小計23:15
10	土					
11	日					
12	月					休暇
13	火	09:00	16:00	06:15		
14	水	09:00	16:00	06:15		
15	木	07:00	16:00	06:00	02:00	小計18:30+2:00
合 計				107:00	2:45	
出勤日数				19 日		



出 勤 簿 (2023 年 7 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
6/16	金	09:00	12:00	03:00		小計3:00
17	土					
18	日					
19	月	09:00	16:00	06:15		
20	火	06:45	16:15	06:15	02:15	
21	水					休暇
22	木	09:00	16:00	06:15		
23	金	09:00	12:30	03:00	00:30	小計21:45+02:45
24	土					
25	日					
26	月	09:00	16:00	06:15		
27	火	09:00	16:00	06:15		
28	水	09:00	21:00	06:15	04:45	
29	木	09:00	16:00	06:15		
30	金	09:00	12:00	03:00		
7/1	土	10:30	18:30		07:15	小計28:00+12:00
2	日					
3	月	09:00	16:00	06:15		
4	火	09:00	16:00	06:15		
5	水	09:00	16:00	06:15		
6	木	09:00	16:00	06:15		
7	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
8	土					
9	日					
10	月					休暇
11	火	09:00	16:00	06:15		
12	水	09:00	16:00	06:15		
13	木	09:00	16:00	06:15		
14	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45
15	土					
合計				102:30	14:45	
出勤日数				20 日		



出 勤 簿 (2023 年 8 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
7/16	日					
17	月					
18	火	09:00	16:00	06:15		
19	水	09:00	16:00	06:15		
20	木	09:00	16:00	06:15		
21	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45
22	土					
23	日					
24	月	09:00	16:00	06:15		
25	火	09:00	16:00	06:15		
26	水	09:00	16:00	06:15		
27	木	09:00	15:00	05:15		1H早退
28	金	09:00	12:00	03:00		小計27:00
29	土					
30	日					
31	月	09:00	16:00	06:15		
8/1	火	09:00	16:00	06:15		
2	水					休暇
3	木	09:00	16:00	06:15		
4	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45
5	土					
6	日					
7	月	09:00	16:00	06:15		
8	火	09:00	16:00	06:15		
9	水	09:00	16:00	06:15		
10	木	09:00	16:00	06:15		小計25:00
11	金					
12	土					
13	日					
14	月	07:30	16:15	06:15	01:30	
15	火	09:00	16:00	06:15		小計12:30+1:30
合 計				108:00	1:30	
出勤日数				19 日		

確認印

出 勤 簿 (2023 年 9 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
8/16	水	09:00	16:00	06:15		
17	木	09:00	16:00	06:15		
18	金	09:00	12:00	03:00		小計15:30
19	土					
20	日					
21	月					休暇
22	火	09:00	16:00	06:15		
23	水	09:00	16:00	06:15		
24	木	07:00	16:15	06:15	02:00	
25	金	07:00	12:00	03:00	02:00	小計21:45+4:00
26	土					
27	日					
28	月	09:00	16:00	06:15		
29	火	09:00	16:00	06:15		
30	水	09:00	16:00	06:15		
31	木	09:00	16:00	06:15		
9/1	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
2	土					
3	日					
4	月	09:00	16:00	06:15		
5	火	09:00	13:30	04:30		早退
6	水	07:00	16:15	06:15	02:00	
7	木	09:00	16:00	06:15		
8	金	09:00	12:00	03:00		小計26:15
9	土					
10	日					
11	月					休暇
12	火					休暇
13	水	09:00	16:00	06:15		
14	木	09:00	16:00	06:15		
15	金	09:00	12:00	03:00		小計15:30
合 計				107:00	6:00	
出勤日数				20 日		



出 勤 簿 (2023 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
9/16	土					
17	日					
18	月					
19	火	09:00	16:00	06:15		
20	水	09:00	16:00	06:15		
21	木	09:00	16:00	06:15		
22	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45
23	土					
24	日					
25	月	09:00	16:00	06:15		
26	火	09:00	16:00	06:15		
27	水	09:00	16:00	06:15		
28	木	09:00	16:00	06:15		
29	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
30	土					
10/1	日					
2	月	09:00	16:00	06:15		
3	火	09:00	16:00	06:15		
4	水	09:00	16:00	06:15		
5	木	09:00	16:00	06:15		
6	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:00	16:00	06:15		
11	水	09:00	16:00	06:15		
12	木	09:00	16:00	06:15		
13	金	09:00	12:00	03:00		
14	土					
15	日	06:30	08:30		02:00	小計21:45+2:00
合 計				99:30	2:00	
出勤日数				19 日		



出勤簿 (2023 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
10/16	月	09:00	14:00	05:00		早退
17	火					休暇
18	水					休暇
19	木	09:00	16:00	06:15		
20	金	09:00	12:00	03:00		小計14:15
21	土					
22	日					
23	月	09:00	16:00	06:15		
24	火	09:00	16:00	06:15		
25	水	09:00	16:00	06:15		
26	木	09:00	16:00	06:15		
27	金					休暇 小計25:00
28	土					
29	日					
30	月	09:00	16:00	06:15		
31	火	09:00	16:00	06:15		
11/1	水	09:00	16:00	06:15		
2	木	09:00	21:00	06:15	04:45	小計25:00+4:45
3	金					
4	土					
5	日					
6	月	09:00	16:00	06:15		
7	火	09:00	16:00	06:15		
8	水	09:00	16:00	06:15		
9	木	09:00	16:00	06:15		
10	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
11	土					
12	日					
13	月	09:00	16:00	06:15		
14	火					休暇
15	水	09:00	16:00	06:15		小計12:30
合計				104:45	4:45	
出勤日数				18 日		



出 勤 簿 (2023 年 12 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
11/16	木	09:00	16:00	06:15		
17	金	09:00	12:00	03:00		小計09:25
18	土					
19	日					
20	月					休暇
21	火	09:00	16:00	06:15		
22	水	09:00	16:00	06:15		
23	木					
24	金	09:00	12:00	03:00		小計15:30
25	土					
26	日					
27	月	09:00	16:00	06:15		
28	火	09:00	16:00	06:15		
29	水	09:00	16:00	06:15		
30	木	09:00	16:00	06:15		
12/1	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
2	土					
3	日					
4	月					休暇
5	火	09:00	16:00	06:15		
6	水	09:00	16:00	06:15		
7	木	09:00	16:00	06:15		
8	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45
9	土					
10	日					
11	月	09:00	16:00	06:15		
12	火	09:00	16:00	06:15		
13	水	09:00	16:00	06:15		
14	木					休暇
15	金	09:00	14:00	05:00		小計23:45
合 計				98:15	0:00	
出勤日数				18 日		



出勤簿 (2024 年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
12/16	土					
17	日					
18	月	09:00	16:00	06:15		
19	火	09:00	16:00	06:15		
20	水	09:00	16:00	06:15		
21	木	09:00	16:00	06:15		
22	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
23	土					
24	日					
25	月	09:00	16:00	06:15		
26	火	09:00	16:00	06:15		
27	水	09:00	13:00	04:00		早退
28	木	09:00	16:00	06:15		小計22:45
29	金					年末休み
30	土					年末休み
31	日					年末休み
1/1	月					年始休み
2	火					年始休み
3	水					年始休み
4	木					年始休み
5	金	09:00	12:00	03:00		小計3:00
6	土					
7	日					
8	月					
9	火	09:00	16:00	06:15		
10	水	09:00	16:00	06:15		
11	木	09:00	16:00	06:15		
12	金	09:00	12:00	03:00		
13	土	16:30	20:30		04:00	小計21:45+4:00
14	日					
15	月	11:00	13:00	02:00		小計2:00
合計				77:30	4:00	
出勤日数				16 日		



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団・白江 米一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和6年1月22日 ～ 令和7年1月21日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	40 時間 / 週 (金～火曜 1 日 8 時間)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,100 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☐ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80 %</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 32 時間</u> <u>(週勤務時間数) 40 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

別紙参照

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ 生
現 住 所	〒■■■■■■■■ 大阪府■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和6年1月22日から令和7年1月21日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。	
就業場所	白江米一事務所	
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動（政務活動）のサポート。	
就業時間 （休憩時間）	金～火＝午前9時00分から午後5時00分まで （午後0時00分から午後1時00分）	
休 日	水・木曜・祝祭日及び年末年始（12/29 から 1/4） 祝祭日分及び水・木が祝祭日の場合、相談の上、振り替える	
賃 金	時給 1,100 円 交通費 月額 12,900 （マイカー通勤距離■■■■■■■■） 賞与（寸志）有り	
給与支払	毎月、15日締め、25日支払、指定口座に振込	
給与振込先	三井住友銀行 富田林支店 163 普通 口座■■■■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和6年 1月 20日 雇用者 白 江 米 一 (印) 被雇用者 ■■■■■■■■■■ (印)		

出 勤 簿 (2024 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1/16	火	00:00	00:00	00:00		
17	水	00:00	00:00	00:00		
18	木	00:00	00:00	00:00		
19	金	00:00	00:00	00:00		
20	土	00:00	00:00	00:00		
21	日	00:00	00:00	00:00		
1/22	月	09:00	17:00	07:00		
23	火	09:00	17:00	07:00		
24	水	休日	休日	00:00		
25	木	休日	休日	00:00		
26	金	09:00	17:00	07:00		
27	土	09:00	17:00	07:00		
28	日	09:00	17:00	07:00		
29	月	09:00	17:00	07:00		
30	火	09:00	17:00	07:00		
31	水	休日	休日	00:00		
2/1	木	休日	休日	00:00		
2	金	09:00	17:00	07:00		
3	土	休日	休日	00:00		
4	日	09:00	17:00	07:00		
5	月	09:00	17:00	07:00		
6	火	09:00	17:00	07:00		
7	水	休日	休日	00:00		
8	木	08:00	17:00	00:00	08:00	休日出勤
9	金	09:00	17:00	07:00		
10	土	09:00	17:00	07:00		
11	日	09:00	17:00	07:00		
12	月	09:00	17:00	00:00	07:00	休日出勤
13	火	09:00	17:00	07:00		
14	水	休日	休日	00:00		
15	木	休日	休日	00:00		
合 計				105:00	15:00	
出勤日数				17 日		

確認印



出勤簿 (2024 年 3 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
2/16	金	09:00	17:00	07:00		
2/17	土	09:00	17:00	07:00		
2/18	日	13:00	21:00	07:00		1時間休憩あり
2/19	月	09:00	17:00	07:00		
2/20	火	09:00	17:00	07:00		
2/21	水	休日	休日	00:00		
2/22	木	休日	休日	00:00		
2/23	金	09:00	16:30	00:00	06:30	休日出勤
2/24	土	09:00	17:00	07:00		
2/25	日	09:00	17:00	07:00		
2/26	月	09:00	17:00	07:00		
2/27	火	09:00	17:00	07:00		
2/28	水	休日	休日	00:00		
2/29	木	休日	休日	00:00		
3/1	金	09:00	17:00	07:00		
3/2	土	09:00	17:00	07:00		
3/3	日	09:00	17:00	07:00		
3/4	月	09:00	17:00	07:00		
3/5	火	09:00	17:00	07:00		
3/6	水	休日	休日	00:00		
3/7	木	休日	休日	00:00		
3/8	金	09:00	17:00	07:00		
3/9	土	09:00	17:00	07:00		
3/10	日	09:00	17:00	07:00		
3/11	月	09:00	17:00	07:00		
3/12	火	09:00	17:00	07:00		
3/13	水	休日	休日	00:00		
3/14	木	07:30	16:00	00:00	07:30	休日出勤
3/15	金	09:00	17:00	07:00		
合 計				140:00	14:00	
出勤日数				22 日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党市民クラブ 白江 米一

管理責任者 (議員名)	白 江 米 一		
事務所名	白江米一堺市議会議員事務所		
所在地	〒587 -0003 堺市美原区阿弥 110-14 TEL 072 (289) 7733		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	25.11 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 約 120 時間のうち 約 96 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80 % ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・80 % ☐ その他 (携帯電話)・・・70 % 備品・消耗品・ネット代 80%	
	駐車場 賃借料	80%	月額 24,000 円 (政務活動費充当額 19,200 円)
		【所在地】 堺市美原区阿弥 101-7	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

定期建物賃貸借契約書

(事業用)

令和 元年 5 月 11 日

白江 米一様

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 長期に休業するとき
 - 二 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 三 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

2019年 5月11日

定期建物賃貸借契約についての説明

住所 堺市 [REDACTED]

貸主 [REDACTED] 印

住所 堺市北区北花田町2番13番地

代理人 有限会社 [REDACTED] ハウス

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

記

(1) 物件	名 称	美原区阿弥事務所		
	所 在 地	堺市美原区阿弥110番地14		
	部 屋 番 号	1階		
(2) 契約期間	始期	2019年 5月13日から		10年間
	終期	2029年 5月12日まで		

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2019年 月 日

住所

借主

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 白江 米一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	美原区阿弥事務所			1 階	号室
		区画番号()				
	所 在 地	(住居表示) 堺市美原区阿弥 110 番地 14				
		(登記簿) 堺市美原区阿弥 110 番地 14				
	構 造	☒ 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・ ☒ 瓦葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / (3) 階建 / 全() 戸				
種 類	居宅・店舗	新築年月	平成 22 年 3 月			
面 積	25.11 m ² (公簿)					
附属施設	トイレ設備					

頭書(2) 事業内容

市議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

2019 年 5 月 13 日 から 2029 年 5 月 12 日まで(10 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 11 日
(契約終了の通知をすべき期間) 2028 年 5 月 13 日から 2028 年 11 月 12 日まで	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 金 70,000 円 (内消費税等 円)	共益費	月額 ×円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	実費(自己加入) 円
敷 金	金 [] 円 (賃料 ケ月)	礼 金	金 [] 円	附 属 施設料	月額 ×円 (内消費税等 円)
保証金	×円 (賃料 ケ月)	償 却			
その他の条件		水道代含みます、電気代は別途必要です。礼金は解約後も返還致しません。			
貸与する鍵	鍵 No.	玄関(出入口)	シャッター		
	本 数	2 本	1 本	本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の 支払方法	☒ 振 込	三井住友銀行 金剛支店 普通 [] []			
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・ 部署名)
	(携 帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名
	住所 堺市

管 理 業 者	商号又は名称
所 在 地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、そ の右欄に所定の事項 を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	堺市
	☐ 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

一、契約条項第2条第2項及び第19条をご参照下さい。

頭書(9) 特約事項

一、本物件は現状有姿の状態で賃貸借を開始するものとします。
一、駐車については事務所前を使用するものとし、貸主の自宅駐車場は来客用としてのみ使用することが できるものとします。但し、貸主の在宅時(休日含む)は使用することができません。
一、契約条項第6条(B)及び第18条第3項は非該当です。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5 月 11 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所	堺市		
乙・借主	氏名	白江 米一	TEL	
	住所	堺市		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所	堺市		

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	大臣 知事 () 第 号
	大阪府知事 (8) 第34135号	平成 年 月 日
	平成31年3月21日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	氏 名
	登 録 番 号	登 録 番 号
	業務に従事する 事 務 所 名	業務に従事する 事 務 所 名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL
	西本 篤司	
	(大阪府知事) 第76072号	() 第 号
	有限会社エイショウハウス	
	堺市北区北花田町2丁28番地 TEL 072-258-5315	

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

露天駐車場契約書

所在：堺市美原区阿弥 1 0 1 番地 7

賃貸人：



賃借人：白 江 米 一

露天駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 白江米一 とは、下記場所を露天駐車場として、使用することで、賃貸借契約を締結した。

駐車場の場所

所在 堺市美原区阿弥101番7の土地全部

駐車台数 2台

第1条 賃借人は、賃借人関係の自動車2台を駐車目的のみに使用するものとする。

第2条 本件駐車場の賃料は月額金24,000円也とし、賃貸人は、毎月月末、翌月分を賃借人の事務所にて集金するものとする。

第3条 1、契約期間は、令和 元年 9月 1日から2年間とする。
2、契約期間中、中途解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第4条 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の2ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第5条 賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第6条 賃借人は、その代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。

第7条 賃借人は看板等の工作物を設置するときは、賃貸人の同意を得るものとする。

第8条 本契約の終了の後、直ちに賃借人関係の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、また、第7条の看板等の工作物が設置されている場合は、直ちに撤去し、賃借人

が本件駐車場を賃貸借成立当時の現状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払を2ヶ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 元年 9月 1日

賃貸人 住 所 堺市

氏 名

賃借人 住 所 堺市

氏 名

白江 米一

リース契約申込書

〔事業用〕

お申し込みになる会社：株式会社クレディセゾン 関西支店 リース&レンタル担当
TEL 06-7709-7720 : FAX 06-6261-1339

当社(私)は貴社に対して、下記物件のリース契約を申し込みます。

申込年月日 2019年 5月 18日

お申込者概要	所在地	〒587-0003 堺市美原区阿弥110-14		TEL	072-1289-17703	
	フリガナ	サウエイネカス"シテイ"ムサシ				
	会社名(屋号)	白江米一市政事務所 ⑩		営業内容(具体的に)		
	設立	T・S・H 31年 4月	資本金	百万円	市政活動	
	従業員	名	年商	百万円		
	代表者 自宅住所	〒 堺市		TEL		
	フリガナ	サウエイネカス"リ		携帯TEL		
	代表者名	白江米一		生年月日		
住居			性別			
居住年数			同居家族			

☒ 代表者は、連帯保証人予定者を兼ねる(その場合、□に✓を付けてください。)

連帯保証人予定者	自宅住所	〒 堺市		TEL		
	フリガナ	サウエイネカス		携帯TEL		
	氏名	白江米一		生年月日		
	住居			性別		
	居住年数			同居家族		
	フリガナ	サウエイネカス"リ		お申込者との関係	本人	
勤務先	堺市市議会議員					

備考欄		
-----	--	--

個人情報の取扱いに関する同意書

～リース契約申し込みにあたってのご注意～

- (1)リース契約は物件をお使いになるご本人とのご契約となります。
!お申込者(ご契約者)=リース料口座預金名義人=物件の使用権限者
- (2)連帯保証人予定者について
◇お申込者(ご契約者)が法人の場合は、代表者個人となります。
◇お申込者(ご契約者)が個人の場合は、別に連帯保証人予定者が必要です。
- (3)お申込者(ご契約者)及び連帯保証人予定者の生年月日、自宅住所等や会社営業内容、設立等が未記入の場合、お問い合わせすることがあります。

申込者および連帯保証人予定者は、別紙「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)」に関する同意条項を確認の上、個人情報の取り扱いについて同意しました。

申込者 ※個人事業主様は代表者名(自署)	白江米一
連帯保証人予定者①(自署)	
連帯保証人予定者②(自署)	

リース内容	物件名(型番)		台数	
	物件設置場所			
	1	物件設置場所 1. 申込先に同じ 2. 下記	台	
	〒	TEL ()		
	2	物件設置場所 1. 申込先に同じ 2. 下記	台	
	〒	TEL ()		
	3	物件設置場所 1. 申込先に同じ 2. 下記	台	
	〒	TEL ()		
	期 間	4年 (48ヵ月)	月 額	円 300
	レベルアップ	☒ 無 ☐ 有 (セゾン・他リース会社()) 契約番号 45 - 残リース料 円(月額) 円 × 回)		

※残リース料については、本件取り扱いリース会社が販売店に支払い、販売店が旧リース会社へ残リース料を支払います。販売店から旧リース会社への残リース料支払いについて、本件取り扱いリース会社は、一切責任を負わないことを確認します。

販売店名	43	代理店名	
------	----	------	--

TEL 06-7709-7720

587-0003
大阪府 堺市美原区
阿弥
110-14
白江米一事務所
白江 米一



0005429# 07161 2511 00006018 01/01

様

ご請求書兼明細書

発行日 2019年 7月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

(初回のお引き落としは、2ヶ月分となります。)

お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

契約額	契約額	398,400円
	消費税額	31,872円
	契約額合計	430,272円
前払リース料	前払リース料	0円
	前払消費税	0円
	前払リース料合計	0円
月額リース料	月額リース料	8,300円
	月額消費税	664円
	月額リース料合計	8,964円
契約年月日		2019年 6月 1日
リース期間		2019年 6月 1日より (48ヶ月)
		2023年 5月 31日まで

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4日
金融機関	ゆうちょ銀行		
支店名	大阪貯金事務センター		
預金口座	普通	口座No.	
口座名義	シラエ ヨネカス		

〒170-6073

東京都豊島区東池袋3-1-1

株式会社 **クレディセゾン**

サンシャイン60・38F

リース&レンタル部

0570-666-789

代表物件名	契約番号
コーカミノルタ bizhubC227 複合機	

回数	お支払 月 日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
9	20190804	8300	664	390100
21	20190804	8300	664	381800
31	20190904	8300	664	373500
41	20191004	8300	664	365200
51	20191104	8300	664	356900
61	20191204	8300	664	348600
72	20200104	8300	664	340300
82	20200204	8300	664	332000
92	20200304	8300	664	323700
102	20200404	8300	664	315400
112	20200504	8300	664	307100
122	20200604	8300	664	298800
132	20200704	8300	664	290500
142	20200804	8300	664	282200
152	20200904	8300	664	273900
162	20201004	8300	664	265600
172	20201104	8300	664	257300
182	20201204	8300	664	249000
192	20210104	8300	664	240700
202	20210204	8300	664	232400
212	20210304	8300	664	224100
222	20210404	8300	664	215800
232	20210504	8300	664	207500
242	20210604	8300	664	199200
252	20210704	8300	664	190900
262	20210804	8300	664	182600
272	20210904	8300	664	174300
282	20211004	8300	664	166000
292	20211104	8300	664	157700
302	20211204	8300	664	149400
312	20220104	8300	664	141100
322	20220204	8300	664	132800
332	20220304	8300	664	124500
342	20220404	8300	664	116200
352	20220504	8300	664	107900
362	20220604	8300	664	99600
372	20220704	8300	664	91300
382	20220804	8300	664	83000
392	20220904	8300	664	74700
402	20221004	8300	664	66400
412	20221104	8300	664	58100
422	20221204	8300	664	49800

回数	お支払 年 月 日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
43	20230104	8300	664	41500
44	20230204	8300	664	33200
45	20230304	8300	664	24900
46	20230404	8300	664	16600
47	20230504	8300	664	8300
48	20230604	8300	664	0

●この裏面の「リース契約」をよくお読みになり、必ずお申込者・連帯保証人
 予定者がご記入のうえお申し込みください。なお、この「お申し込み内容」は
 契約成立後「契約」の内容を明らかにした書面」となります。

●お申込者は契約が成立した場合、借主となる方です。

●連帯保証人予定者は契約が成立した場合、連帯保証人となる方です。

契約番号は後日送付する
「請求明細書」でご確認ください。

契約番号							
4	5						

注・リース期間中の中途解約はできません。またリース契約終了後、物件の所有権も移転しません。
下記物件の使用に際し今後の消耗品等、修繕費等の負担により補充していただきます。

お申込日 20

個人情報の
取扱いに関する
ご注意

①お客様が申し込み、又は契約された事実に関する情報は、与信判断及び与信後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟と違害者及び当該機関に提供する他の個人信用情報機関の加盟と違害者により利用されます。
②詳細内容は別紙の「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)」に関する同意条項をご確認ください。また同条項記載の第3条(1)①および同条項4条について同意されない場合は、同条項6条に基づき対応させていただきますので、別途当社までお申し出ください。

リースお申し込みの内容

②連帯保証人様用

私は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)」に関する同意条項の内容に同意のうえ、本契約を申し込みます。

所在地	〒587-0003 TEL 072 (289) 3733		買本金	百万円	設立 (創業)	年	月
	大阪府堺市美原区阿弥、110-14		年商	百万円		(兼営)	年
会社名(屋号)	フリガナ ツラエ コネカス ツムサ	実印を 3枚目にご捺印 ください。	従業員	人	営業内容(具体的に)		
	＊株式会社・有限会社等は必ずご記入ください。		窓口担当				
代表者	フリガナ ツラエ コネカス 役職・氏名 白江 米一	＊本件支払口座の書出印可 ＊インクタイプ印不可	部・課		TEL	()	
個人事業主の場合	白江 米一 個人事業主の方はご本人が自署してください。		配偶者	同居家族	居住年数		
住所(ご自宅)	〒 [] TEL []	郵便 TEL	住 宅				
性別	生年月日						

金融機関名	ゆうちょ	銀行 支店 支店番号 支店名称 支店住所	美原黒山	支店	預金種別	①普通 ②当座
	フリガナ	ツラエ	ヨネカ	出所	口座番号	
口座名義人 (個人・法人)	*株式会社・有限会社等は略す。別当・代表者名は忘れずご記入ください。 白江 米一					
ゆうちょ銀行	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 番号(右からつめてご記入ください) ※					
種目コード	契約種別コード	金融機関コード	払込先口座番号	払込先加入者名		
166	34	9900	00140-3-24558	株式会社フレティセゾン		

私(連帯保証人予定者)は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)」に関する同意事項の内容に同意のうえ、リース契約第27条に定める債務につき、申込者と連帯して履行の責を負うものとします。

ご住所 お名前 勤続先 勤続先	〒	TEL	()	性別	生年月日			
	フリガナ	3枚目にご捺印ください ご本人が自署してください。		男 女	昭・平 年 月 日			
	フリガナ			勤続	年	〒	フリガナ	TEL
	フリガナ			TEL	年	フリガナ	TEL	年
〒	TEL	()	性別	生年月日				
フリガナ	3枚目にご捺印ください ご本人が自署してください。		男 女	昭・平 年 月 日				
フリガナ			勤続	年	〒	フリガナ	TEL	
フリガナ			TEL	年	フリガナ	TEL	年	

お客様が申し込まれる会社名(貴主)
 株式会社 クレディセゾン
 〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1
 サンシャイン60
 お問い合わせ窓口: ☎ 0570-666-789
 取扱支社
 〒642-0081 大阪府大阪市中央区南船場1-12-11 阪急エビキタビル
 株式会社 クレディセゾン
 リース部 関西ブロック
 TEL.06-7780-7720 FAX.06-6661-1339

メーカー	商品名	型式	台数	指定電子計算機(メーカー・型式)
① ☒ ハード ② ☒ ソフト	コニカミル	複合機	bizupc250is	1
① ☒ ハード ② ☒ ソフト				
① ☒ ハード ② ☒ ソフト				
① ☒ ハード ② ☒ ソフト				
① ☒ ハード ② ☒ ソフト				

リース物件

① 左記所在地	② 〒	TEL ()
① 左記所在地	② 〒	TEL ()
① 左記所在地	② 〒	TEL ()
① 左記所在地	② 〒	TEL ()
① 左記所在地	② 〒	TEL ()

物件設置場所

リースの条件	月額リース料	円		リース期間	ヶ月	
	消費税額	月額リース料に消費税率を乗じた金額(円未満切捨て)を月額リース料に合算して自動振替させていただきます。			リース料総額	月額リース料 × リース期間
	再リース料(年間)	年間リース料 × 1/12 (年初1回払)				
	前払リース料				最終支払月より	ヵ月分充当
	お支払方法	別途作成するご請求書に従って自動振替(毎月4日)の方法によりリース料金をお支払いいただきます。初回引き落としのみ、2ヵ月分のリース料を自動振替させていただきます。ご請求書は初回請求時に送付いたします。				

特記事項	リース物件にフロ ン類が使用されて いる場合は次の特 約が適用されます。	フロン類(第一種特定製品) 特約 1 借主は、本契約第9条3.の保守契約を別途貸主が指定する者とのみ締結し、本契約第18条1.の物件の返還を別途借主が指定する者のみに委託します。 2 借主が物件の返還を受けた後に当該物件の廃棄等を行うときは、借主は、貸主の請求によりフロン類の廃棄等に要する費用を負担します。 3 借主は、関連法令に従いフロン類の管理を行う必要があります。
------	---	---

売主等	社名	TEL 06-6993-0734		売主代理店	社名	TEL 06-6993-0734	
	住所	〒570-0095 大阪府守口市八島町1-12 守口KSビル			住所	〒570-0095 大阪府守口市八島町1-12 守口KSビル	
	TEL	株式会社 SOAソリューションズ			TEL	株式会社 SOAソリューションズ	
	担当部署		担当者		担当者		

御見積書

2023年5月2日

白江 米一事務所

御中

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。ご照会頂きました件、下記の通り御見積り申し上げます。何卒ご用命下さいますようお願い申し上げます。

soa

株式会社 SOAソリューションズ

本社営業部 三課

大阪府守口市八島町1-12 守口KSビル

TEL 06-6993-0734

FAX 06-6993-0735

納 期 : 別途ご相談の上

受渡場所：貴社ご指定場所

取引方法:

有效期限：2023年5月31日

月額リース
(4年)

¥12,200

(消費税別途)

検印	作成

[illegible]

備考

カラー/モノクロ 25枚機

カラーコピー、プリンター、スキャンOCR、FAX仕様